

農地台帳及び地図を公表しています

平成26年の農地法改正により、農業委員会等は平成27年4月1日から農地台帳及び地図を公表することが義務付け（農地法第52条の3）されたため、誰でも農地台帳の閲覧が可能になりました。

ご本人、農地法第2条第2項に該当する世帯員等※、委任状のある代理人に対しては、無料で農地台帳の写しをお渡しします。

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（①疾病又は負傷による療養 ②就学 ③公選による公職への就任 ④その他農林水産省令で定める事由で一時的に住居又は生計を異にしている親族を含みます。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいいます。

公表内容

農地台帳

農地台帳の閲覧（交付不可）	記録事項要約書（交付可）
○所在・地番	○所在・地番
○地目（現況）	○地目（現況）
○面積	○面積
○地域区分 農振法、都市計画法、生産緑地法	○地域区分 農振法、都市計画法、生産緑地法
○所有者 氏名・名称、農地に関する意向、共有者氏名・名称	○所有者 農地に関する意向
○耕作者（賃借人） 氏名・名称、整理番号、賃借権等権利設定の内容	○耕作者（賃借人） 氏名・名称、整理番号、賃借権等権利設定の内容
○農地中間管理 中間管理権	○農地中間管理 中間管理権
○遊休農地関係 利用状況調査等、利用意向調査等、周辺地域への除去等の措置	○遊休農地関係 利用状況調査等、利用意向調査等、周辺地域への除去等の措置

※農地台帳の登録状況によっては欄が空白となることがあります。

※市街化区域内農地は公表対象外です。（省令第104①一）

農地台帳の公表事項について（参考）

	公表		機構への情報提供 (省令第 103①)
	インターネット等 (要約書の交付を含む) (省令第 104②二)	窓口での書面の閲覧 (省令第 104②一)	
(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法第 52-2①二)	○	○	○
賃借権等の種類・存続期間 (法第 52-2①三)	○	○	○
耕作者ごとの整理番号 (省令第 101 一)	○	○	○
遊休農地の措置の実施状況 (省令第 101 五)	○	○	○
貸付けに関する所有者の意向 (省令第 101 六)	○	○	○
農振法・都市計画法等の区域区分 (省令第 101 七)	○	○	○
機構が借りている農地かどうか (省令第 101 九)	○	○	○
(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、地域計画の話合いの場等で必要な事項			
所有者の氏名・名称 (法第 52-2①一)	×	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法第 52-2①三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令第 101 一)	×	○	○
(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、機構が業務を行う上で必要な事項			
所有者の住所 (法第 52-2①一)	×	×	○
賃借人等の住所 (法第 52-2①三)	×	×	○
借賃等の額 (法第 52-2①三)	×	×	○
権利移動に係る手続の根拠法 (省令第 101 四)	×	×	○
納税猶予の適用状況 (省令第 101 八)	×	×	○
その他必要事項 (省令第 101 十)	×	×	○

※市街化区域内的の農地については、市街化を進めるべき地域にあり転用が許可なく行えるものであることから、農地台帳に記録されている全ての事項について、公表対象から除外する（省令第 104①一）

※農地の賃貸借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため（農地法第 16 条）、賃借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報の保護の観点等から閲覧を制限している。

eMAFF 農地ナビ

- 地番参考図（筆界線は無し、ピン表示のみ）
- 航空写真
- 「農地台帳の公表事項について」記載のインターネット公表項目

公表の方法

➤ インターネットによる公表

全国農業会議所が一括して構築した農地情報公開システム「全国農地ナビ」による公表を平成27年4月1日から行っています。令和4年3月1日から全国農地ナビ（農地情報公開システム）に代わり、「eMAFF 農地ナビ」が運用されています。

公開システム URL <https://map.maff.go.jp>

➤ 農業委員会の窓口での書面の閲覧

窓口で農地台帳の閲覧を希望される方については、農地台帳閲覧請求書にご記入ください。

記録事項要約書の交付

農地台帳の情報の一部をご提供することができます。

【参考】

農地台帳 閲覧 請求書
 記録事項要約書

窓口に来られた方 (請求人)	(住所)		
	ふりがな		
	(氏名)		
	(連絡先)		
	(使用目的)		
請求する農地の所在・地番		請求通数 <small>(要約書交付の場合は記入)</small>	
※該当事項の資格に✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 記録事項要約書交付			
交付枚数	手数料	受付・交付年月日	

※ご本人様、農地法第2条第2項に該当する世帯員等、委任状のある代理人に対しては、農地台帳の写しをお渡しします。